

(別添2)

企画提案書作成要領

1 全般的な留意事項

企画提案書の作成にあたり、次の点に留意すること。

- (1) 提出された企画提案書に基づき内容の評価を行い、記載内容に応じて採点するため、貴社の提案内容が分かるように考え方、提案の理由、根拠等について具体的に記載すること。
- (2) 鳥取県キャッシュレス基盤選定仕様書（以下「選定仕様書」という。）及び提出された企画提案書の内容を基にキャッシュレス基盤の提供事業者を選定するため、確実に提案者が実現できる内容を記載すること。
- (3) 選定仕様書の要求する事項を実現するために必要な機能等の記載が漏れた場合、失格とすることがあるので、選定仕様書の要求を実現できる方法、考え方等を余すことなく記載すること。
- (4) 企画提案書に記載のあった内容だけで選定仕様書の要件が実現できない場合、追加すべき内容については、提案者の負担で行うものとする。

2 企画提案書作成上の留意事項

企画提案書の作成方法について、次の点に留意すること。

- (1) 企画提案書は、日本工業規格A列4番の用紙を使用し、縦長横書き（本作成要領と同様）、両面印刷（カラー可）とし、日本語で作成すること。なお、見出し、図表中の文字及び図表のタイトル等を除き、文字の大きさは10ポイント以上を用いること。
- (2) 1行当たりの文字数及び1ページ当たりの行数は調整しても良い。
- (3) 企画提案書は、表紙及び目次を除き、100ページ以内にすること。
なお、表紙及び目次を除き、通しのページ番号を付番すること。
- (4) 企画提案書の表題は「鳥取県キャッシュレス基盤企画提案書」とすること。
- (5) 企画提案書への記載にあたっては、「鳥取県キャッシュレス基盤評価項目対応表（募集要項様式第4号。以下「評価項目対応表」という。）の左列記載の番号順に提案内容を分かりやすく記載すること。また、提案内容に該当する番号等を付記すること。

【例1】番号2（サーバ等の機器の設置場所及びデータの保管場所は日本国内とすること）の提案内容を記載する場合、[№2 選定仕様書4.1(2)] を分かりやすい位置に付記する。

【例2】番号6（利用者アカウントの登録・設定ができること）の提案内容を記載する場合、[№6 機能要件一覧1] を分かりやすい位置に付記する。

- (6) 募集要項7の(1)「提出物及び提出部数」のうち、社名及び代表者印有の企画提案書は、社名を記載し、表紙を付けること。
- (7) 募集要項7の(1)「提出物及び提出部数」のうち、社名及び代表者印無の企画提案書は、ロゴ等を含め提案者の社名を類推させる情報を記載してはならない。
- (8) 本作成要領の「3 具体的な記載に係る留意事項」に基づいていない企画提案書は、評価しないこともあるので注意すること。
- (9) 本システムの提供において再委託を予定している場合は、提案者と再委託先業者との業務分担の内容及び作業分担比率を記載すること。また、(7)と同様に、再委託先の会社名、ロゴ等は記載しないようにすること。

なお、本公募における、他の技術提案参加業者に再委託を行わないこと。

- (10) 略語、専門用語等については、極力、一般用語を用いて記載し、情報処理システムに関する

専門的な知識がなくても理解できるよう配慮すること。略語、専門用語等を記載する場合には、初出の箇所に定義や注釈を記述すること。

(11) 選定仕様書の要件の写し又は「選定仕様書のとおり」といった記述に終始しないこと。このような企画提案書については、評価しないこともあるので注意すること。

(12) 提案内容が理解しやすいように、イメージ図等の参考資料を示す等の工夫を行い、簡潔かつ分かりやすい表現で記述すること。

なお、優位性をアピールしたいポイントについては、客観的評価指標等を用いて他者や業界標準と比較した場合の優位性が読み取ることができるよう配慮することが望ましい。

3 具体的な記載に係る留意事項

企画提案書の具体的な記載について、次の点に留意すること。

なお、本項に基づいていない場合には、評価しないこともあるので注意すること。

(1) 次の要件については、必ず詳しく記載すること。

ア S L Aに係る項目（選定仕様書4.4.4）

イ セキュリティ要件（選定仕様書4.4.5）

ウ コールセンター運営業務（選定仕様書7）

エ 加盟店登録の周知・勧奨の方法、加盟登録店数の見込等（選定仕様書8）

オ 資金管理・精算業務（選定仕様書9）

カ 利用自治体等の負担軽減方法（選定仕様書13（1））

キ 加盟店の負担（選定仕様書13（2））

(2) 評価項目対応表のうち、「必須区分」欄を「必須」にしている項目について「対応可否」欄が「×」又は未記載の項目がある者は、必須項目を満たさないものとして原則失格とするので十分に留意すること。

(3) 選定仕様書で示した項目以外に提案可能なサービス等がある場合は、企画提案書の最後に「その他」と題して具体的に記載すること。